

平成 26 年第 3 回尾鷲市議会定例会会議録

平成 26 年 9 月 25 日（木曜日）

○議事日程（第 5 号）

平成 26 年 9 月 25 日（木） 午前 10 時開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 33 号 | 尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 34 号 | 尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 35 号 | 尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 36 号 | 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 37 号 | 尾鷲市営住宅条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 38 号 | 平成 26 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の議決について |
| 日程第 8 | 議案第 39 号 | 平成 26 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について |
| 日程第 9 | 議案第 40 号 | 平成 26 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について |
| 日程第 10 | 議案第 41 号 | 平成 26 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 1 号）の議決について |
| 日程第 11 | 議案第 42 号 | 平成 25 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 12 | 議案第 43 号 | 平成 25 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 13 | 議案第 44 号 | 平成 25 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 14 | 議案第 45 号 | 平成 25 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 15 | 議案第 46 号 | 平成 25 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について |

て

日程第 16 議案第 47 号 平成 25 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金
の処分及び決算の認定について

(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 17 発議第 4 号 尾鷲市議会基本条例の一部改正について

(提案説明、質疑、討論、採決)

○出席議員（13名）

1 番 真 井 紀 夫 議員	2 番 内 山 鉄 芳 議員
3 番 中 平 隆 夫 議員	4 番 田 中 勲 議員
5 番 小 川 公 明 議員	6 番 濱 中 佳 芳 子 議員
7 番 三 鬼 和 昭 議員	8 番 南 靖 久 議員
9 番 榎 本 隆 吉 議員	10 番 高 村 泰 徳 議員
11 番 奥 田 尚 佳 議員	12 番 三 鬼 孝 之 議員
13 番 村 田 幸 隆 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	山 口 武 美 君
会計管理者兼出納室長	南 進 君
市長公室長	北 村 琢 磨 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	宇 利 崇 君
防災危機管理室長	大 和 勝 浩 君
税務課長	尾 上 廣 宣 君
市民サービス課長	湯 浅 富 士 雄 君
福祉保健課長	三 鬼 望 君
環境課長	仲 浩 紀 君

水産商工食のまち課長	内 山 洋 輔 君
木のまち推進課長	内 山 真 杉 君
建設課長	更 谷 哲 也 君
水道部総務係長	高 芝 豊 君
尾鷲総合病院事務長	諦 乗 正 君
尾鷲総合病院総務課長補佐兼係長	徳 井 良 成 君
尾鷲総合病院医事課長	大 川 勝 之 君
教育委員長	千 種 良 子 君
教育長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	佐 野 憲 司 君
教育委員会生涯学習課長	川 口 清 君
教育委員会学校教育担当調整監	山 本 樹 君
監査委員	桑 原 紘 市 君
監査委員事務局長	上 田 敏 博 君

○議会事務局職員出席者

事務局長	内 山 雅 善
事務局次長兼議事・調査係長	岩 本 功
議事・調査係書記	松 永 佳 久

〔開議 午前１０時００分〕

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は１３名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告であります。お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第５号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第８７条の規定により、議長において８番、南靖久議員、９番、榎本隆吉議員を指名いたします。

次に、日程第２、議案第３３号「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」から日程第１６、議案第４７号「平成２５年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの計１５議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました１５議案につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会委員長、三鬼和昭委員長。

〔７番（三鬼和昭議員）登壇〕

７番（三鬼和昭議員） おはようございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

私ども総務産業常任委員会へ付託されました議案第３７号「尾鷲市営住宅条例の一部改正について」の１議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

去る９月１１日午前１０時より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第３７号につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

どうかよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 次に、生活文教常任委員会、真井紀夫委員長。

〔 1 番（真井紀夫議員） 登壇〕

1 番（真井紀夫議員） 私ども生活文教常任委員会に付託されました議案第 3 3 号

「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第 3 4 号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第 3 5 号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第 3 6 号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、以上 4 議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

去る 9 月 1 2 日午前 1 0 時より、市長、副市長、病院事務長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第 3 3 号、議案第 3 4 号、議案第 3 5 号の 3 議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決し、議案第 3 6 号の 1 議案につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告いたします。

なお、議案第 3 6 号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の審査におきましては、その内容にかかわって、先月半ば、謝罪とお願いということで、病院長、副院長、事務長の連名で謝罪文書と病院の実情についての説明がありましたが、これは、本年 4 月から 6 月までの 3 カ月間のバディホスピタル医師に対する月額報酬が、条例で定めた上限を超えていたためのものであり、このことについて議会側から、事務所としての怠慢は否めず、条例を違反してはならないと厳重注意をした経緯があります。

そして、今定例会に改めて 3 6 号議案として上程されたものでありますが、その改正内容は、平成 2 1 年度より伊勢赤十字病院から派遣いただいているバディホスピタル医師の月額報酬について、平成 2 5 年第 4 回定例会においてその上限を 8 5 万円と定めたところですが、今回この上限を 1 2 0 万円に改正しようとするものであります。

当委員会において、病院管理者である市長と病院事務長から、厳重注意を受けたこのような条例違反は二度と起こさないとの約束とともに、深い反省を込めた謝罪の表明がありましたことを、まずここに、謹んで市民と議員の皆様にお伝えしたいと思います。

このバディホスピタル医師制度は、当地域のような医師の少ない病院にとって、病院経営の強化はもとより、常勤医師の負担軽減の上で非常にありがたい制度で

あります。また、尾鷲総合病院は、全国でも数少ない365日24時間救急患者を受け入れている総合病院であり、医師、看護師、検査スタッフ、職員の真摯な努力は、尾鷲市民を初め東紀州の住民も大いに知るところでありまして、私たち委員会もその点は十分評価する中、慎重な審査を行ったところでございますが、条例違反はあってはならないことでございますので、改めて、二度とこのようなことのないよう、病院内での管理、連絡体制をしっかりと行っていただきたいということを強く申し上げました。

これをもって委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 次に、予算決算常任委員会、内山鉄芳委員長。

〔2番（内山鉄芳議員）登壇〕

2番（内山鉄芳議員） それでは、私ども予算決算常任委員会へ付託されました議案第38号「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」、議案第39号「平成26年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第40号「平成26年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第41号「平成26年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第42号「平成25年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第43号「平成25年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第44号「平成25年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第45号「平成25年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第46号「平成25年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」、議案第47号「平成25年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」、以上10議案についての委員会における審査の経過並びにその結果について御報告いたします。

去る9月16日から19日及び22日、24日の計6日間にわたり、午前10時より、市長、副市長、教育長、会計管理者兼出納室長、病院事務長並びに関係課長などの出席を求め、詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査いたしました。また、決算審査の冒頭には桑原代表監査委員の出席を賜り、各会計の監査意見書についての報告を受けた後、決算審査を行ったところでございます。

その結果、当委員会に付託されました議案第38号から議案第41号までの補正予算関連4議案につきましては、全会一致をもって原案どおり可決すべきもの

と決しました。また、議案第４２号から議案第４７号までの決算関連６議案につきましては、議案第４２号から議案第４６号の５議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決し、議案第４７号につきましては、全会一致をもって原案どおり可決及び認定すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

なお、今回の決算審査におきましては、監査委員からの指摘事項にもありましたが、児童手当国・県負担金の申請誤り及び生活保護費の支払い遅延などの不適切な事務処理がなされた事例がありました。

今回のような不適切な事務処理は、関係する市民の皆様にも多大な御迷惑をおかけするとともに、市役所の信用問題につながることでありますので、今後このような事例を発生することのないよう、内部での連携チェック機能の一層の強化、徹底をされることを当委員会としても強く求めるものであります。

また、工事などの変更契約に関しましては、尾鷲市建設工事設計変更要領により、当初契約額の３０％未満かつ１，５００万未満であれば、設計変更により処理することは可能となっておりますが、今回提出された決算主要説明書の工事請負費明細書にて記載されてあるように、変更契約の件数が非常に多く見受けられました。工事途中に発生した真にやむを得ない理由による変更契約については理解するところですが、入札の公平性を確保する上では、当初設計の段階で十分な調査を行い、変更工事をなるべく出さない努力をすることが必要ではないかという意見がありましたことを申し添えさせていただきます。

最後に、今回の当委員会の審査に当たり、主要施策の成果及び実績報告書のほか、各課から提出された資料において、誤字、計算誤りなどの初歩的なミスが数多く見受けられたことは大変遺憾なことであり、委員からも強く指摘があったところでございます。

当委員会のみならず、議会に提出する資料につきましては、十分に事前チェックを行い、今後このようなミスが発生しないよう求めるものであります。

以上、申し添えさせていただき、予算決算委員会の委員長報告とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告がございますので、順次これを許可いたします。

11番、奥田尚佳議員。

[11番(奥田尚佳議員)登壇]

11番(奥田尚佳議員) 私は、議案第36号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、反対の立場で討論に参加させていただきます。

この条例改正は、バディホスピタル医師の報酬を、ことしの4月にさかのぼって月額85万円以内から月額120万円以内に変更しようというものであります。

バディホスピタル医師制度は、医師の数が比較的多い病院が医師不足の病院に後期臨床研修医を短期間派遣する制度であります。後期臨床研修医とは、医学部卒業後3年から5年の研修を経た医師であり、医師の少ない病院で研修することで幅広い症例について臨床経験を積むことができ、派遣元の病院にとっても、その医師が戻ってきた際には、より即戦力的な医師として期待できるということもあり、派遣元の病院にとっても一定のメリットのある制度であるようです。尾鷲総合病院では、平成21年10月から、現在の伊勢赤十字病院よりバディホスピタル医師を派遣していただいております。

昨年12月議会において、バディホスピタル医師の報酬を月額85万円以内にするということが条例の中で制定されました。本来もっと早い段階で制定すべきものであったのですが、病院当局は忘れていたようであり、そのこと自体大きな問題でありました。昨年12月議会での生活文教常任委員会の中の説明では、報酬のベースとなる特殊勤務手当相当分41万円に、多くて月4回、少なくとも月3回の当直業務手当と70時間から150時間の時間外手当が発生するとのことでした。当直業務は1回につき7万円、時間外手当は1時間2,000円ぐらいなので、特殊勤務手当相当分41万円に、当直業務手当が21万円から28万円、時間外手当が14万円から30万円となり、これらを合計しますと最小で76万円、最大で99万円になりますが、月額85万円以内には必ずおさまるという説明でありました。

しかし、条例で定めたばかりであるにもかかわらず、ことし5月の支給額は98万3,215円、6月は98万735円、7月は何と115万9,397円とな

っており、８５万円をはるかにオーバーしております。

また、驚くべきことに、労働基準監督署に提出している継続的な宿直または日直勤務許可申請書には、１人の宿直回数は月１回から５回となっているにもかかわらず、７月は９回も宿直をしており、確かに安心な診療が可能だったのか大いに疑問なところであります。９回の宿直については常勤の医師にかわって行ったものであり、全体の経費は変わらず、経費がふえたわけではないという説明が当初ありましたが、条例を無視したやり方はやはり許されるべきではありません。

１回７万円で９回やれば幾らになるか、小学生でもわかります。７掛ける９で、当直業務手当だけで６３万円です。それにベースとなる４１万円を足すと１０４万円となり、８５万円をはるかに超えることがすぐにわかります。ですので、条例を守らないといけないという意識が余りにも欠如しているとはっきり言えます。条例の規定を破ってしまったから、４月にさかのぼって月額１２０万円以内してほしいというのは、余りにも虫のいい話であります。

例えばの話です。ちょっと半端ですが、制限速度が時速８５キロの高速道路があったとします。そこを５月、６月と２度にわたって時速９８キロで走行し、スピード違反で捕まり、７月にはそれにも懲りず時速１１５キロで走行し、またスピード違反で捕まっておきながら、この道路は制限速度を時速１２０キロにしろとむちゃくちゃなことを言ってごねるのと一緒であります。それも、さかのぼって４月から制限速度が時速１２０キロだったことにしろ、そうすれば自分のスピード違反はなくなるからというような本末転倒なわがままを当たり前のような涼しい顔で何の恥じらいもなく発言しているのと一緒であります。

制定したばかりの条例をすぐに破るようでは、何のための条例制定なのでしょう。また、そうですか、破ってしまったんですか、じゃ、仕方ないですね、さかのぼって条例を変えましょうかというようなことで、安易に議会が認めてしまえば、チェック機関としての議会の存在意義が全くなくなってしまいうような気がしてなりません。

今後の病院経営への警告という意味でも、私自身、本議案につきましては反対させていただきます。

議長（村田幸隆議員） 以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

す。

これより採決を行います。

最初に、日程第２、議案第３３号「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第３３号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第３、議案第３４号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第３４号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第４、議案第３５号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第３５号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第５、議案第３６号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

議長（村田幸隆議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第３６号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第６、議案第３７号「尾鷲市営住宅条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第３７号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第７、議案第３８号「平成２６年度尾鷲市一般会計補正予算（第４号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長（村田幸隆議員） 起立全員。

起立全員であります。よって、議案第３８号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第８、議案第３９号「平成２６年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第３９号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第９、議案第４０号「平成２６年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第４０号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第１０、議案第４１号「平成２６年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第１号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第４１号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第１１、議案第４２号「平成２５年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第４２号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第１２、議案第４３号「平成２５年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第４３号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第１３、議案第４４号「平成２５年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第４４号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第１４、議案第４５号「平成２５年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第４５号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第１５、議案第４６号「平成２５年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第４６号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第１６、議案第４７号「平成２５年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決及び認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第４７号は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに決しました。

次に、日程第１７、発議第４号「尾鷲市議会基本条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長（村田幸隆議員） この改正につきましては、現行の次世代育成支援行動計画が

平成２６年度末をもって計画期間が終了となりますが、平成２４年８月に成立いたしました子ども・子育て支援新制度により、平成２７年度から「子ども・子育て支援事業計画」と名称が変更となることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

日程第１７、発議第４号「尾鷲市議会基本条例の一部改正について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は、原案のとおり可決をされました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様方、大変お疲れさまでございました。

去る９月２日の開会以来、御提案を申し上げました「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を初めとする各種重要案件につきましては、終始慎重に御審議をいただき、いずれも御承認賜りまして、まことにありがとうございました。

審議の中におきまして、各関係機関に対する配慮が欠けていた点、提出させていただいた資料等に多くの誤りがあった点を初めとするさまざまな御指摘、御意見をいただきましたことや、このたびの議案提案等に際しまして、不適切な事務の取り扱い及び誤った執行等がございましたことに関しましては、改めまして深くおわび申し上げ、反省するとともに、再発防止も含め事務の適正処理に当たり、十分心してまいりたいと存じますので、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（村田幸隆議員） 去る９月２日開会以来、長い間まことに御苦勞さまでござい

ました。

これをもって平成２６年第３回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前１０時３９分〕

地方自治法第１２３条第２項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員